

2023年12月8日

サブオービタル飛行に関する官民協議会 事務局  
内閣府宇宙開発戦略推進事務局 様  
国土交通省航空局 様

株式会社SPACE WALKER  
PDエアロスペース株式会社  
SPACE COTAN株式会社  
兼松株式会社  
株式会社IHIエアロスペース  
一般社団法人Space Port Japan

### サブオービタル飛行の実現に向けた制度整備について（要望）

我が国において先進的なサブオービタル飛行の事業化を早期に実現するためには、過去4回の本協議会での議論や海外の技術トレンドを踏まえれば、関連する法制度の整備を通じて、新規事業の予見可能性を高めつつ研究開発活動や事業投資を加速していくことが非常に重要になっています。

このため、サブオービタル飛行に関する国の許認可制度の簡素化や適切な安全基準等が整備される必要があります。また、宇宙活動法には打上げ施設の適合認定制度がありますが、サブオービタル飛行の性格を踏まえれば、帰還時の着陸施設についても円滑な許可申請手続きを実現する必要があります。

については、「周回軌道に対する人工衛星等の打上げ行為」のみを対象とした現在の宇宙活動法の対象範囲をサブオービタル飛行にも連続的に拡大させる検討をお願いします。その際、観測ロケットや試験飛行等に関しては、従来の民間事業者による実績等を考慮し、適用除外や緩和措置を設けるなど、試験・開発・民間の事業がスムーズに実施される制度について別途議論させてください。

なお、サブオービタル飛行に求める安全基準や宇宙港の技術的要件等の検討には専門的知見や海外調査が必要となることから、これまで歩んできた民間の動きを踏まえ、政府と連携して協力します。

以上